

生活保護法指定介護機関制度が変わります

生活保護法の改正に伴い、指定介護機関制度が以下のとおり見直されました。

【施行日：平成26年7月1日】

1 介護機関の指定について

ア 平成26年6月30日までに介護保険法による指定又は開設許可を受けた介護機関（新法第54条の2第1項）

指定を受けようとする医療機関の開設者は、以下の書類を県本庁又は事業所の所在地を管轄する福祉事務所へ提出してください。（更新の必要はありません。）

① 申請書

② 誓約書

（新法第49条の2第2項第2号から第9号までに規定する指定の欠格事由に該当しないことの誓約を記載した書類）

※申請書様式、誓約書の例は岐阜県庁のホームページからダウンロードできます。
（岐阜県（<https://www.pref.gifu.lg.jp/index.html>） — 子ども・女性・医療・福祉 — 地域福祉・その他 生活保護 — 生活保護に関する手続）

イ 平成26年7月1日以降に介護保険法による指定又は開設許可を受けた介護機関（新法第54条の2第2項）

自動的に生活保護法の指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。
生活保護法に基づく指定申請の手続きは不要です。（更新の必要もありません。）

※ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く）が別段の申出をしたときは、指定を受けたものとはみなされません。

※申出書の例は、岐阜県庁ホームページからダウンロードできます。
（岐阜県（<https://www.pref.gifu.lg.jp/index.html>） — 子ども・女性・医療・福祉 — 地域福祉・その他 生活保護 — 生活保護に関する手続）

ウ 旧法による指定を受けている指定介護機関（改正法律附則第6条）

平成26年7月1日付けで新法による指定を受けたものとみなされます。

⇒新法による指定手続は不要です。（更新も必要ありません。）

2 不適切な事案への対応の強化

ア 過去の不正事案への対応（新法第54条）

指定介護機関の管理者であった者等についても報告徴収や検査等の対象となります。

イ 不正利得の徴収金（新法第78条）

偽りその他不正な手段により介護の給付に要する費用の支弁を受けた指定介護機関は、その返還するべき額のほか、100分の40を乗じて得た額以下の金額が徴収される場合があります。

※旧 法：改正前の生活保護法

新 法：改正後の生活保護法（平成26年7月1日施行）

改正法：生活保護法の一部を改正する法律（平成26年7月1日施行）